

『人材と競争政策に関する検討会』報告書について

神戸大学
泉水文雄

(3) 人材育成投資費用の回収を目的とした行為

- 特定の役務提供者に要した人材育成投資費用の回収のために、発注者が当該役務提供者に対して、移籍や転職といった役務提供者の移動を制限することがある。発注者が役務提供者に移動制限を課すことは、発注者の人材育成投資に対するインセンティブを保持するために必要との議論がある一方、前記(2)と同様に、役務提供者が「誰」と「どのような」取引をするかといった選択の自由を侵害するという側面があり、両者のバランスについて留意が必要である。ただし、前記(2)の秘密保持を目的とした行為と異なり、人材育成投資は投資財として観念しやすく、その費用や利益の算出も比較的容易であり、投資費用を回収するのに役務提供先の制限が不可欠であると直ちにいえるものではないという違いがあることにも留意する必要がある。

第5 共同行為に対する独占禁止法の適用

1 基本的な考え方

- 複数の発注者（使用者）が共同して役務提供者との取引条件を決定することは、主として、当該行為により人材獲得市場における競争が制限されるかどうかという観点から問題となり得る（独占禁止法3条後段，8条1号，3号，4号）。本来人材獲得市場において決定されるべき取引条件を共同して人為的に決定することは、競争を制限することを目的としたものであり、競争に及ぼす悪影響が極めて大きく、原則として違法である。

第5 共同行為に対する独占禁止法の適用

1 基本的な考え方

- ただし、その行為の態様によっては、競争を制限する効果以外の効果が期待できる場合もあり、当該共同行為によってもたらされる競争促進効果の有無、社会公共目的の有無、さらには、手段の相当性の有無、すなわち共同行為の内容及び実施方法が目的を達成するために合理的なものであるか否か、相当なものであるか否かも、併せて考慮して違法性が判断される。
- また、人材獲得市場又は商品・サービス市場における競争促進効果（消費者利益の向上等）があると認められれば直ちに合法と判断されるわけではなく、それぞれの市場における、当該競争促進効果の程度やそれと競争阻害効果とを比較衡量して前者が後者を上回るか否かといった点も含めて総合的に考慮した上で判断されることになる。

共同行為：「役務提供者に支払う対価」 に係る取り決め

- 複数の発注者（使用者）が共同して役務提供者に対して支払う対価を取り決めることは、原則、独占禁止法上問題となる。
- このとき、競争促進効果の有無、社会公共目的の有無や手段の相当性が考慮される余地は、通常ない。

共同行為：「移籍・転職」に係る取決め

- 複数の発注者（使用者）が共同して役務提供者の移籍・転職を制限する内容の取決めを行うことは、役務提供者の役務の提供先の変更を制限することになり、人材獲得市場における発注者（使用者）間の人材獲得競争を停止・回避するものであることから、独占禁止法上問題となることがある。また、この行為により、商品・サービス市場で新規に商品・サービスの供給を開始しようとする者が供給に必要となる役務提供者を確保できず、新規参入などが困難になることもあり得、商品・サービス市場の供給に係る競争を阻害する場合には、独占禁止法上問題となり得る。
- 一定期間、試合への出場を禁止する場合・・・選手として第一線で活動できる期間との対比で、出場禁止の期間が長期に設定されている場合には、移籍を抑止する効果が強く働く。

共同行為：「移籍・転職」に係る取決め

- 一方、移籍・転職に係る取決めについて、例えば、移籍・転職をする役務提供者に対してそれまで発注者（使用者）が一定の費用をかけて育成を主として行っており、その育成に要した費用を回収する目的で行われているとの主張がある。
- 育成費用を回収することが育成のインセンティブにつながり、それが競争促進効果をもたらすことがあるとしても、それが人材獲得市場にもたらす競争阻害効果を上回るものであるのか、ということも考慮する必要がある。さらに、回収する必要があるとされる育成費用の水準は適切か、また、取決めの内容はその水準に相当する範囲にとどまっているのか、移籍・転職を制限する以外に育成費用を回収するよりもより競争制限的でない他の手段は存在しないのか、といった内容、手段の相当性の有無も併せて考慮の上で問題となるかどうか判断される。このとき、複数の発注者（使用者）が共同で移籍・転職を制限する取決めをする場合、通常、育成費用の回収という目的を達成する手段として他に適切な手段が存在しないということはないものと考えられる。

共同行為：「移籍・転職」に係る取決め

- 例えば、スポーツ分野においては、複数のクラブチームが共同することで初めてプロリーグという一つの事業が成立する場合があるが、そのとき、複数のクラブチームが共同して選手の移籍を制限する行為はプロリーグの魅力を高めることを通じて消費者に対して提供するサービスの水準を維持・向上させる目的から行われているとの主張がある。
- これは、人材獲得市場における競争は阻害されるものの商品・サービス市場における競争は促進され（*戦力均衡等）、またこれを通じて人材獲得市場における競争も促進されるという主張と考えられる。そのような移籍制限行為が当該目的の実現に不可欠であるのか、商品・サービス市場での競争促進効果（消費者利益の向上等）の程度や、それが人材獲得市場での競争阻害効果を上回るものであるか、といった点も含めて総合的に考慮した上で判断されることになる。また、目的に比べてその手段が相当か、同様の目的を達成する手段としてより競争制限的でない他の手段は存在しないのかといった内容、手段の相当性の有無も考慮の上で判断される。

共同行為：「移籍・転職」に係る取決め

○スポーツ分野におけるプロリーグの場合、複数のクラブチームによる共同での事業を認めなければ、プロリーグは存在し得ず、商品・サービス市場における消費者利益に与える悪影響が大きい。したがって、プロリーグにおける複数のクラブチームによる移籍制限行為がプロリーグの成立に不可欠であるのであれば、その検討に際して、商品・サービス市場における消費者利益を考慮した上で判断されることになる。

○一方、前記・・・の「役務提供者に対して支払う対価」に係る発注者（使用者）間の取決めについては、それを禁止したとしても、商品・サービス市場における商品・サービスの供給が不可能となることはなく、また、当該取決め以外の方法でも、商品・サービス市場で供給される商品・サービスの対価の低下をもたらすことは可能であるので、原則として独占禁止法上問題となる。

単独行為：専属義務

- ○自由競争減殺の観点からは、発注者が役務提供者に対して、発注者が自らへの役務提供に専念させる目的や、役務提供者の育成に要する費用を回収する目的のために合理的に必要な（手段の相当性が認められる）範囲で専属義務を課すことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。
- ○競争手段の不公正さの観点からは、発注者が役務提供者に対して義務の内容について実際と異なる説明をする、又はあらかじめ十分に明らかにしないまま役務提供者が専属義務を受け入れている場合には、独占禁止法上問題となり得る。
- ○優越的地位の濫用の観点からは、優越的地位にある発注者が課す専属義務が不当に不利益を与えるものである場合には、独占禁止法問題となり得る。

単独行為：専属義務

- このほか、専属義務に類似する行為として、スポーツ分野において、大会等に出場する役務提供者（スポーツ選手）を選定する権限を有する組織体が役務提供者に対して、当該組織体が公認していない大会等への出場禁止や組織体が指定するイベント等への参加義務付けを行う場合がある・・・

単独行為：専属義務（自由競争減殺）

- 【2017年12月8日欧州委員会プレスリリース】
- ○ 欧州委員会は、国際スケート連盟（ISU）が、ISUが承認していないスピードスケート競技会に参加した選手に対して厳格なペナルティー（無期限追放を上限とする）を課すことは競争法（欧州機能条約101）違反と決定し、ISUに対し、90日以内に、違法行為を取りやめること命じた。
- ○ 欧州委員会は、問題となったISUの規則について、正当な目的（IU自身の経済的利益はこの目的から明示的に除外）のみに基づき、また、その目的の達成に必要なかつ適切（inherent and proportionate）な内容となるよう、廃止又は修正することにより命令を履行可能としている。

単独行為：専属義務

- 競争手段の不公正差の観点・・・
- 優越的地位の濫用の観点・・・例えば、芸能事務所やクラブチームが特定の者と一定期間の専属契約を締結し、その者の市場における価値の創造・拡大に資する（例えば、新人芸能人や新人選手の育成）とともに、その芸能人や選手の肖像等を芸能事務所等や本人以外の第三者が利用する取引の円滑化を図る場合があるが・・・、そのような事情の有無も含めて考慮した上で判断される。育成費用の回収を目的とする場合の具体的な考え方は、前記・・・の育成費用を回収する目的である場合と同じである。

単独行為：役務提供に伴う成果物の利用等の制限

- ○発注者が役務提供者に対して合理的な理由なく行う以下の行為は、それにより他の発注者が商品・サービスを供給することが困難となるなどのおそれを生じさせる場合には、自由競争減殺の観点から独占禁止法上問題となり得る。
 - ▪ ▪
 - 役務提供者の肖像等の独占的な利用を許諾させること
 - ▪ ▪
- ○競争手段の不公正さ ▪ ▪ ▪
- ○優越的地位の濫用 ▪ ▪ ▪

単独行為：役務提供に伴う成果物の利用等の制限

- 役務提供者が発注者に提供する役務によっては、役務の成果物について役務提供者に一定の著作権等の権利が発生する場合があります。このとき、発注者が自らへの役務提供の過程で発生したこと又は自らの費用負担により役務が提供されたこと等を理由に、役務提供者が発注者に提供した役務の成果物を転用して他の発注者に対して提供することを禁止（成果物の転用制限）したり、役務提供者の肖像等の独占的な利用を許諾させたり（肖像等の独占的許諾義務）、著作権の帰属について何ら事前に取り決めていないにもかかわらず、納品後や納品直前になって著作権を無償又は著しく低い対価で譲渡するよう求めることがある。
- 自由競争減殺、競争手段の不公正さ・・・

単独行為：役務提供に伴う成果物の利用等の制限

- 【2017年12月21日ドイツ連邦カルテル庁プレスリリース】
- ○ ドイツ連邦カルテル庁は、オリンピックに参加する選手が、オリンピック期間中及びその前後の一定期間、広告目的での選手自身、名前、写真や、スポーツの実演の利用を禁止することを内容とするオリンピック憲章の運用は競争を制限しており、ドイツオリンピック連盟及び国際オリンピック委員会は市場支配的地位を濫用している疑いがあるとして、両団体について調査を進めている。

単独行為：役務提供に伴う成果物の利用等の制限

- 優越的地位の濫用の観点（前記第6の1(3)〔26～28頁〕）から
も問題となり得る。これらの義務・制限は、役務提供者が他の発注
者に対して役務を提供する機会を失わせている点において、役務提
供者に不利益をもたらしている。したがって、役務提供者に対して
取引上の地位が優越していると認められる発注者が課すこれらの義
務・制限が、役務提供者に対して不当に不利益を与えるものである
場合には、独占禁止法上の問題となり得る。不当に不利益を与える
ものか否かは、これら義務・制限の内容が目的に照らして過大であ
るか、役務提供者に与える不利益の程度、代償措置の有無及びその
水準、これら義務・制限を課すに際して（代償措置の内容を含め
て）当該不利益をあらかじめ計算できるように取引の相手方と十分
な協議が行われたか等の決定方法を考慮した上で判断される。

単独行為：役務提供に伴う成果物の利用等の制限

- 「役務提供者に与える不利益の程度」について
- 例えば、芸能人やスポーツ選手の肖像等の利用を希望する者に対する許諾をその権利を保有する各芸能人やスポーツ選手がそれぞれ行うのではなく、芸能事務所に所属する芸能人・クラブチームに所属するスポーツ選手の肖像等の独占的な利用を許諾させること等を通じて、肖像等の許諾に関する権利処理を集中的に処理することで、権利に関する処理の迅速化・利用の活性化を図り、ひいては芸能人・スポーツ選手自身にとっても利益となる場合、そのような事情の有無も含めて考慮した上で判断される。

考えられる課題

- 報告書により、広範囲で人材を巡る競争が独禁法の対象であることが明確になった。立法等による対応も考えられる。
- 第6回資料の和久井委員提出資料を参照。
- 一般指定8項（ぎまんの顧客誘引）
- 「自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること。」
- 「供給を受ける取引」（人材の行為）は対象外？
- 解釈でも可能ではあると考えられるが（報告書25－26頁）・・・
- 明確にするために「取引する」、「供給し又は供給を受ける」などに改訂

考えられる課題

- 下請法の業務委託の範囲の拡大
- 「この法律で『役務提供委託』とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること・・・をいう」。
- 報告書39－41頁の行為は、フリーランス等の人材については、簡易迅速に救済される下請法の適用を受けられず、優越的地位の濫用によるしかない。
- 「役務又は提供するために必要な役務の全部又は一部を」などに改正。あるいは、製造委託、情報成果物作成委託の文言を参照。

ご清聴、ありがとうございました。